

佐賀県選挙管理委員会告示第五十一号

不在者投票のできる施設の指定（昭和四十八年佐賀県選挙管理委員会告示第十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

二 老人ホームの表中

養護老人ホーム唐津松風園	唐津市相賀七八五番地	を
社会福祉法人松風会養護老人ホーム松風園	唐津市相賀七七二番地一	に、
社会福祉法人清水福祉会養護老人ホーム恵光園	多久市東多久町大字別府二八九二番地	を
社会福祉法人清水福祉会養護老人ホームけいこう園	多久市東多久町大字別府五二二二番地二	に、

「三養基郡みやき町大字東尾六四四番地」を「三養基郡みやき町大字東尾六四三六番地」に、「唐津市特別養護老人ホームちぐさの」を「社会福祉法人健寿会特別養護老人ホームちぐさの」に改める。

三 身体障害者支援施設の表中「社会福祉法人花木庭会身体障害者療護施設鹿島療育園」を「社会福祉法人花木庭会障害者支援施設鹿島療育園」に改める。